

平成 1 8 年度

包括外部監査の結果報告書

「岐阜市中央卸売市場について」

岐阜市包括外部監査人

加藤 博

目 次

第 1. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 特定の事件（監査のテーマ）	1
3. 監査対象年度	1
4. 監査対象部局	1
5. 監査の実施期間	1
6. 包括外部監査人及び補助者	1
7. 特定の事件を選定した理由	2
8. 外部監査の方法	2
9. 利害関係	2
第 2. 岐阜市中央卸売市場の概要	3
1. 組織	3
2. 沿革	3
3. 役割	4
4. しくみ	5
5. 施設の概要	7
6. 取扱数量と金額	8
7. 過去 5 年間の収支状況	9
第 3. 外部監査の結果	10
I. 歳入について	10
II. 歳出について	26
III. 有形固定資産について	34
IV. 卸売業者及び仲卸業者の状況の把握及び財務評価・指導について	37

第1. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 特定の事件（監査のテーマ）

岐阜市中央卸売市場について

3. 監査対象年度

平成17年度（ただし、必要な範囲で過年度に遡及した）

4. 監査対象部局

農林振興部 岐阜市中央卸売市場

5. 監査の実施期間

平成18年7月11日から平成19年2月27日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人

加藤 博 公認会計士

補助者

後藤 等 公認会計士

安藤 泰行 公認会計士

轟 芳英 公認会計士

豊田 裕一 公認会計士

後藤 篤志 公認会計士

高橋 英明 公認会計士

廣瀬 悟道 公認会計士

下條 俊幸 公認会計士

古田 友三 弁護士

7. 特定の事件を選定した理由

岐阜市中央卸売市場は、生鮮食料品等の流通に重要な地位にあり、生鮮食料品等を生産者から消費者に公正な価格で供給し、岐阜市民の食生活の安定と生産者の利益の向上を図る役割を有している。

しかし、昨今生鮮食料品の流通を取り巻く環境はますます厳しくなっており、今後も厳しい状況が予想される。従って、岐阜市中央卸売市場が経済的、効率的かつ安定した事業運営がなされているかは、市民の重要な関心事である。

そこで、岐阜市中央卸売市場の財務や経営に関し監査する必要があると判断し監査のテーマとした。

8. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

岐阜市中央卸売市場の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について合規性、経済性及び効率性の観点から監査を行うこととし、具体的な視点を次のとおり定めた。

- ① 卸売市場の取扱状況の把握
- ② 歳入項目の合規性及び適正性
- ③ 歳出項目の合規性及び適正性
- ④ 資産管理の適切性
- ⑤ 卸売業者及び仲卸業者の状況把握及び監督指導の適正性

(2) 主な監査手続

「8. 外部監査の方法 (1) 監査の要点」に従い、主に実施した監査手続は以下のとおりである。

- ① 質問により、関係諸法令、事業の状況、管理の方法等を概括的に調査した。
- ② 上記①を踏まえたうえで、事業の管理及び財務事務の執行状況について関係帳票、証拠書類等を閲覧、照合した。
- ③ 現場視察及び現況を調査した。

9. 利害関係

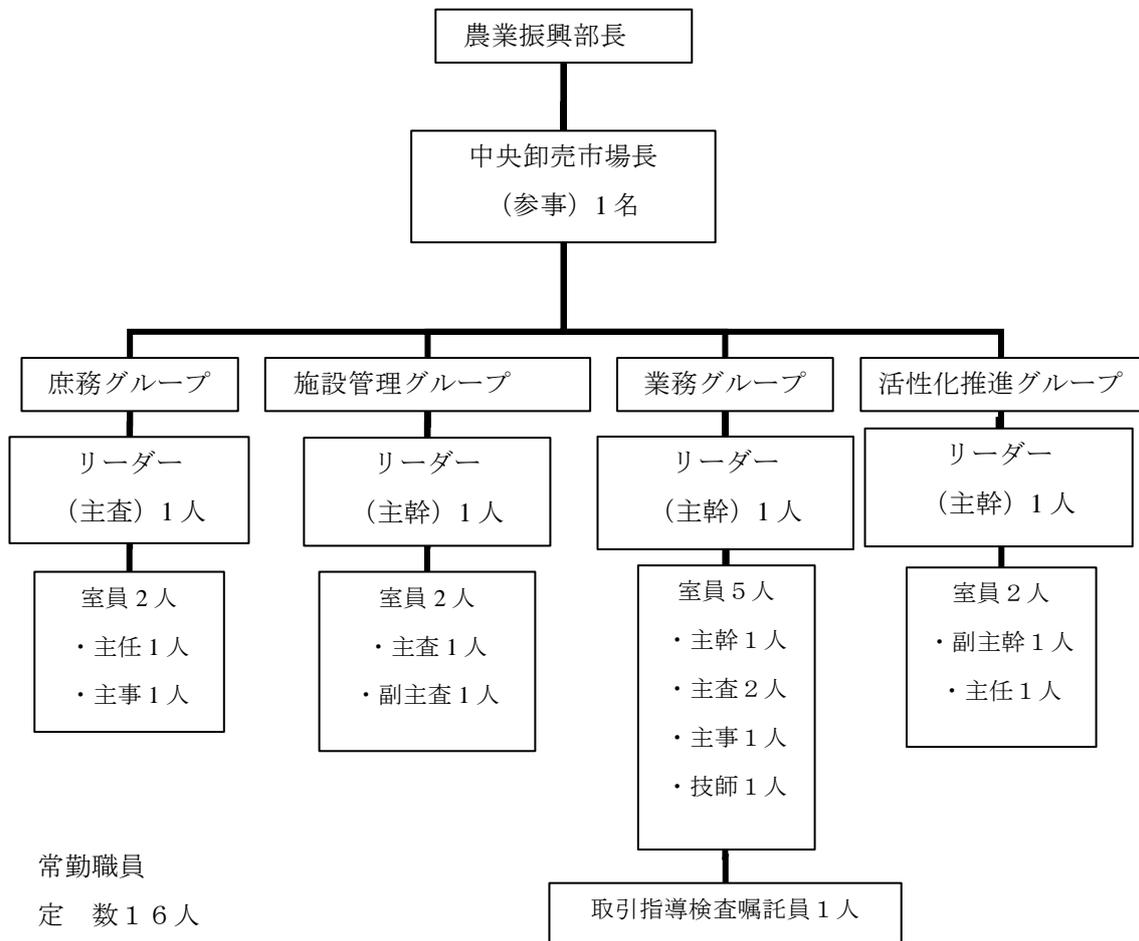
包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 当報告書の数値については、端数処理の関係で総額と内訳の合計額とが一致していない場合がある。

第2. 岐阜市中央卸売市場の概要

1. 組織

平成17年4月1日現在



2. 沿革

岐阜市ではその昔、織田信長による楽市・楽座にその歴史が始まると伝えられている市場が、市内長住町及び元町を中心に広がっていた。市内はもとより県内外からの買出人が集まり、賑わいをみせていた。

岐阜市中央卸売市場は、この市場で営業してきた業者を統合合併する形で現在の岐阜市茜部新所に移転し、農林水産大臣から中央卸売市場としての認可を受け、昭和46年7月19日に業務を開始した。

その後、開設以来20年程経過し、供給圏内の人口及び取扱量の増加、輸送形態の変化などに対応するため、平成元年度から3年間にわたり卸売場の拡張、仲卸店舗・低温売場・水産プレハブ冷蔵庫の設置など大規模増改築工事等を実施、先進的な施設へと改善され、現在に至っている。

岐阜市中央卸売市場は、私たちの生活に欠かすことの出来ない大切な生鮮食料品等を、鮮度を保ち、衛生的に、かつ公正な価格で消費者に供給することにより、食生活の安心・安全・安定を図るよう努めている。

3. 役割

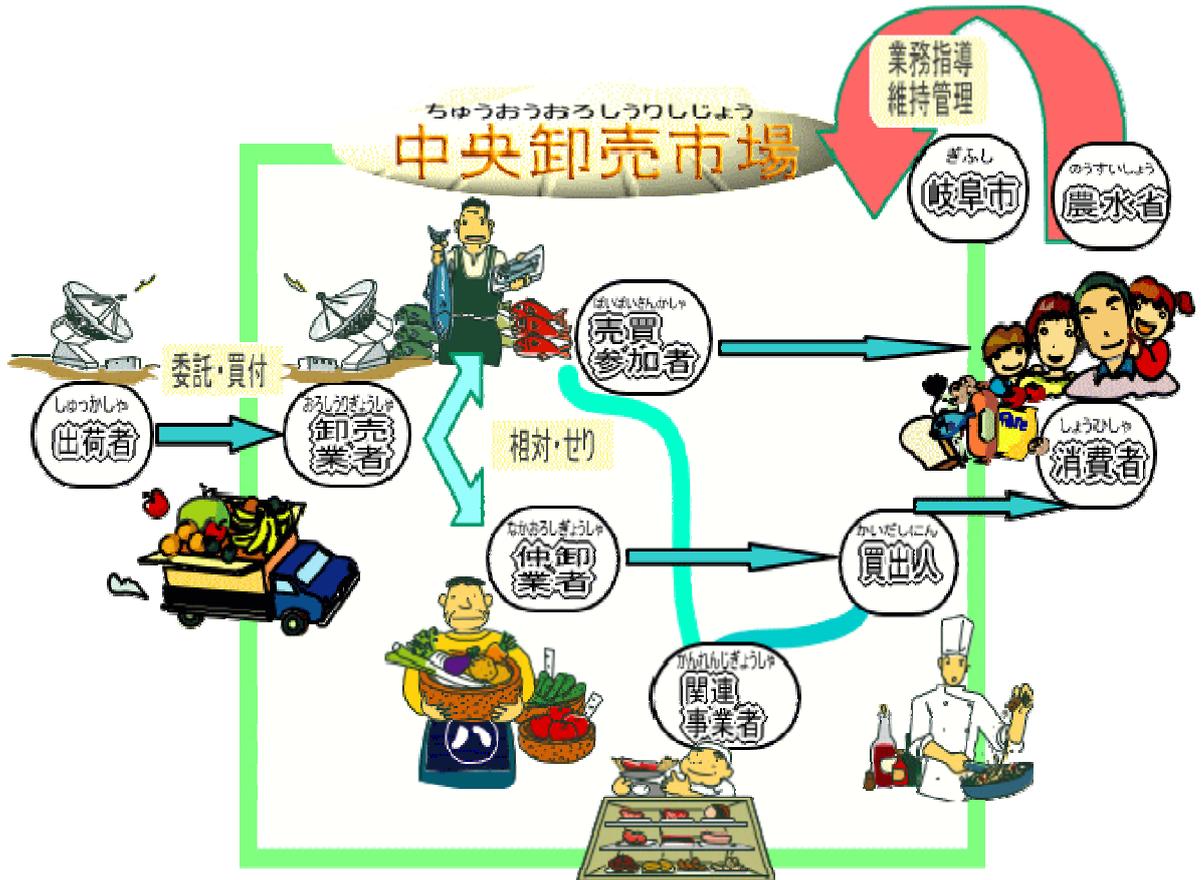
岐阜市中央卸売市場は、岐阜に住む人たちの食生活に欠くことのできない生鮮食料品等（野菜、果実、魚介類）を生産者から消費者に公正な価格で供給し、岐阜市民の食生活の安定と生産者の利益の向上を図ることを目的に「卸売市場法（昭和46年制定）」に基づき農林省（現在の農林水産省）に開設の許可を受け、従来から市内中心部にあった市場を近代的かつ衛生設備を備えた食品総合卸売市場として開設者である岐阜市が再整備したものである。

全国の中央卸売市場で取り扱う品目は、青果物、水産物、食肉、花き等があるが、岐阜市の中央卸売市場で取り扱っている品目は青果物（野菜、果実）・水産物（鮮魚、冷凍魚、加工水産物）の2種類である。

それぞれの品目ごとに、「卸売業者」、「仲卸業者」の人たちが市場の中に毎日生鮮食料品を届けている。また、市場の外では、「売買参加者」、「買出人」の人たちが毎日生鮮食料品を岐阜市民に届けている。

4. しくみ

① 流通経路



② 機構

中央卸売市場の機能を遂行するために以下の市場関係者等が存在している。

(ア) 市場開設者（岐阜市）

「岐阜市中央卸売市場業務条例」等に基づいて、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、岐阜市民の食生活安定に役立つために市場内の取引業務及び施設の適正かつ健全な使用を監督指導する。

(イ) 卸売業者

農林水産大臣の許可を受けて、出荷者から販売委託された物品を市場内卸売場において仲卸業者または売買参加者に対して卸売を行う。

(ウ) 仲卸業者

開設者の許可を受けて、卸売業者が行う売買取引に参加し、買い受けた物品を市場内の店舗で仕分けし、または調製して販売をする。

(エ) 売買参加者

市場の外で商売を営む小売商・加工業者・地方卸売市場業者・大口消費者などのうち、開設者の承認を受けて卸売業者が行う売買取引に仲卸業者と同じ立場で参加し消費者等に小売をする。

(オ) 関連事業者

開設者の許可を受けて、買出人を中心とする市場利用者及び市場内で働く人たちを対象に各種のサービスを営む。

(カ) 買出人

卸売業者が行う売買取引（せり売り・相対売り）に直接参加できる資格を持たず、仲卸業者及び関連事業者から物品の卸売を受け、消費者等に小売をする。

(キ) 農林水産大臣（農林水産省）

「卸売市場法」等に基づき、卸売市場の開設・取引に関する規制を施し、生鮮食料品等の取引の適正化と生産及び流通の円滑化を図り、国民生活の安定に役立つために各種の認可や指導・監督権限をもつ。

(ク) 出荷者

農家、漁家、漁業会社、食料加工業者など自ら生鮮食料品（加工品）を生産し出荷する「生産者」、農業協同組合、漁業協同組合、園芸組合、出荷組合などの「出荷団体」、産地市場において、直接生産者から商品を買付け、消費地市場へ出荷する「集荷業者」、海外から生鮮食料品を輸入し市場へ出荷する「輸入業者」

市場内の主な市場関係者状況

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

	卸売業者数	仲卸業者数	売買参加者数	関連事業者数
青果部	2	31	395	—
水産物部	2	22	253	—
関連事業者	—	—	—	100
合計	4	53	648	100

5. 施設の概要

位置 岐阜市茜部新所2丁目5番地

面積 敷地 123,952㎡(本場 93,387㎡ 関連 30,565㎡)

建物 75,994㎡

(平成18年4月1日現在)

種類	規模及び構造	面積
卸売棟	鉄骨一部鉄筋コンクリート造2階建(低温売場416㎡含む)	19,975
仲卸売場	鉄筋コンクリート造3階建(青果、水産)	8,270
関連店舗	第1種 鉄筋コンクリート造2階建(一部平屋建6棟)	6,809
	第2種 鉄筋コンクリート造2階建	445
	鉄筋コンクリート造平屋建	460
	鉄骨造2階建	160
業者事務所	鉄骨造(卸売棟2階)	4,007
	鉄筋コンクリート造2階建(仲卸売場棟2階)	4,446
	鉄筋コンクリート造3階建(仲卸売場棟3階)	4,246
	コンクリートブロック造・鉄骨造2階建(水産小売組合事務所・市場運輸等)	322
	鉄骨造2階建(関連店舗組合事務所)	184
冷蔵庫	鉄筋コンクリート造2階建(塔屋3階) 保管能力 SA級 2,950トン C級 770トン 貯水能力 50トン	4,126
	プレハブ式水産低温冷蔵庫	1,086
	バナナ醗酵室	鉄筋コンクリート造平屋建(塔屋2階) 加工室 16室 1棟の能力 6,400カートン(76,800kg)
倉庫	鉄骨造平屋建(一部コンクリートブロック造)	615
	鉄筋コンクリート造平屋建(淡水魚活かし場)	145
	鉄骨造2階建(容器回収倉庫・学校給食事務所)	406
	軽量鉄骨造平屋建(水産小売組合倉庫)	74
	鉄骨造平屋建(関連事業者用)	331
水産加工室	鉄骨造2階建	154
買荷保管詰込所	鉄骨一部鉄筋コンクリート造(卸売場棟トプライト)	1,629
	鉄筋コンクリート造(仲卸売場棟東側)	1,896
	鉄骨造平屋建(10カ所)	5,619
管理事務所	鉄筋コンクリート造4階建(1階一部銀行店舗)	1,773
立体駐車場	鉄筋コンクリート造	6,269
ゴミ集積所	鉄骨造平屋建	328
屋外便所	鉄筋コンクリート造平屋建	382
その他	車庫、No1守衛室、休憩室兼シャワー室、動力消防ポンプ室、自転車置場、ガスガバナールーム、塔屋、防火水槽、充電庫	1,232
計		75,994

6. 取扱数量と金額

平成 17 年度中の青果部、水産物部卸売業者の取扱高（税込）は、次のとおりである。

区 分	当 年 度		前 年 度		増 減	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
	トン	千円	トン	千円	トン	千円
青 果 部	269,211	54,439,862	263,083	58,089,696	6,128	△3,649,834
野 菜	211,573	40,328,633	207,753	42,748,237	3,820	△2,419,604
果 実	57,638	14,111,229	55,330	15,341,459	2,308	△1,230,230
水産物部	31,968	21,718,588	32,178	21,214,947	△210	503,641
鮮 魚	9,120	7,936,519	9,253	8,034,912	△133	△98,393
冷凍魚	7,743	5,724,788	7,380	5,330,746	363	394,042
水産加工物	15,105	8,057,281	15,545	7,849,289	△440	207,992
計	301,179	76,158,450	295,261	79,304,643	5,918	△3,146,193

平成17年度中の青果部及び水産物部卸売業者の総取扱高は、数量が対前年度比2.0%増の301,179トン、金額が対前年度比4.0%減の76,158,450千円である。取扱数量は青果部や水産物部の冷凍魚で増加したものの、青果部の販売単価が大幅に下落したため、全体として取扱金額が減少した。

7. 過去5年間の収支状況

(単位：千円)

年 度		1 3	1 4	1 5	1 6	1 7
項 目						
経 常 収 支 消 費 税 抜 き	収 益	856,392	830,496	809,371	805,159	793,242
	営業収益	643,282	637,850	625,531	627,463	611,355
	売上高割使用料	222,723	228,010	223,344	226,781	217,793
	施設使用料	327,800	321,625	320,097	315,810	313,241
	電気料金ほか	92,759	88,215	82,090	84,872	80,321
	営業外収益	213,110	192,646	183,840	177,696	181,887
	受取利息及び酒配当金	209	130	128	128	125
	他会計補助金	212,462	192,064	183,627	177,442	180,843
	雑収益	439	452	85	126	919
	費 用	915,376	838,448	796,930	768,186	761,869
	営業費用	686,953	621,692	597,226	577,368	588,502
	人件費（除く退職給与金）	151,617	139,691	140,503	144,417	145,033
	退職給与金	31,085	30,924			3,483
	その他管理費	339,085	287,870	293,789	270,076	277,775
消費	減価償却費	165,166	162,904	162,815	162,404	162,196
資産減耗費		303	119	471	15	
税	営業外費用	228,423	216,756	199,704	190,818	173,367
支払利息	218,491	207,049	195,051	182,459	169,235	
雑支出	9,932	9,707	4,653	8,359	4,132	
差 引 (A)	△58,984	△7,952	12,441	36,973	31,373	
経 常 外	特別利益					
特別損失						
差 引 (B)						
純損益 (A) + (B)		△58,984	△7,952	12,441	36,973	31,373
当年度未処理剰余金						
繰越欠損金		829,985	837,936	825,495	788,522	757,149

純損益金額は、赤字から黒字化されている。しかし、他会計補助金（岐阜市からの補助金）がないと大幅な赤字である。収益は、年々減少傾向にある。

第3. 外部監査の結果

監査の結果、岐阜市中央卸売市場の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理については、概ね適正になされているものと認められたが、以下に述べる事項については、監査の結果の内容を踏まえた改善を検討する必要がある。

I. 歳入について

1. 概要

(1) 歳入の種類

岐阜市中央卸売市場の歳入を構成する主要な項目は次のとおりである。

- ① 収益的収入 … 損益計算書において収益として計上され、当年度純利益の増加要因となる項目。

(ア) 市場使用料

i 売上高割使用料

岐阜市中央卸売市場は、卸売業者による販売高の一定割合を市場使用料として徴収している。また、一部仲卸業者が直荷引きを行って仕入れたものを販売する際にも市場使用料を徴収している。これらを売上高割使用料として分類している。

ii 施設使用料

岐阜市中央卸売市場は、卸売業者や仲卸業者に対して売場を賃貸しているほか、その他の市場参加者も対象として、事務所施設や駐車場その他の設備を賃貸している。これらの賃貸契約による収入を施設使用料として分類している。

(イ) 一般会計補助金

岐阜市中央卸売市場では、総務省通知「平成17年度の地方公営企業繰出金について」（総財公第36号平成17年4月20日）に基づき、一般会計補助金の繰出しを受けている。

- i 趣 旨 卸売市場内の取引の公正を期するため、業者の指導監督に要する経費等の一部について繰り出すための経費である。
- ii 繰出基準 当該年度における営業費用の30%とする。
- iii 会計処理 損益計算書上、営業外収益に計上し当年度純利益を増加させる。これが貸借対照表へ振り替えられるため剰余金が増加（欠損金が減少）する。

iv 繰出状況 営業費用はここ数年間大きな増減は無いことから、その30%として計算される一般会計補助金も、ほぼ一定金額で繰出しされている。

(単位：千円)

	営業費用（消費税込）	一般会計補助金
13年度	703,688	212,462
14年度	636,007	192,064
15年度	611,810	183,627
16年度	590,844	177,442
17年度	602,248	180,842

(注) 営業費用のごく一部分については別の計算ルールが適用されるため、正確に30%とはならない。

② 資本的収入… 損益計算書の収入には計上されず、貸借対照表を直接増減させる項目。

(ア) 一般会計出資金

岐阜市中央卸売市場では、総務省通知「平成17年度の地方公営企業繰出金について」（総財公第36号平成17年4月20日）に基づき、一般会計出資金の繰出しを受けている。

i 趣 旨 卸売市場の建設に伴う資本費の増嵩に対処するため、企業債の元利償還金の一部について繰り出すための経費である。

ii 繰出基準 市場施設の建設改良に係る企業債の元利償還額（ただし、利子支払額については、平成4年度以降許可債に係るものに限る。）の2分の1とする。

iii 会計処理 貸借対照表上、企業債償還により借入資本金が減少するとともに、償還額の2分の1だけ自己資本金を増加させる。つまり、一般会計出資金の繰出しにおいては、損益計算書上で損益として表れることなく、貸借対照表上、資本の部を直接増加させる。

iv 繰出状況 企業債の償還は元利均等払であるため、後年度ほど元本の償還額が増加する。従って、一般会計出資金は、平成4年度以降許可債がないため元本の償還のみが対象となり、後年度ほど繰出し額が大きくなっている。

なお、新たな企業債発行がなければ、今後10年程度で償還が完了するため、一般会計出資金の繰出しも行われなくなる。

(単位：千円)

	年度末企業債残高	企業債償還額	一般会計出資金
13年度	3,254,518	174,455	87,227
14年度	3,071,633	182,885	91,442
15年度	2,879,761	191,871	95,935
16年度	2,678,310	201,451	100,725
17年度	2,466,567	211,743	105,871

(2) 営業収益及び営業外収益の推移

岐阜市中央卸売市場の過去5年間の営業収益及び営業外収益の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
〔営業収益〕	643,282	637,849	625,531	627,462	611,355
売上高割使用料	222,723	228,009	223,343	226,781	217,793
青果物売上高割使用料	156,210	164,067	161,960	166,006	155,577
水産物売上高割使用料	66,512	63,941	61,382	60,774	62,215
施設使用料	327,799	321,625	320,096	315,809	313,241
卸売業者売場使用料	28,408	28,503	28,503	28,491	28,464
仲卸業者売場使用料	72,819	72,024	71,159	68,772	68,926
関連事業者市場使用料	42,529	41,396	42,107	42,033	40,827
事務所使用料	80,986	79,040	78,033	73,850	72,793
倉庫使用料	11,919	12,228	12,074	11,822	11,779
冷蔵庫使用料	29,276	29,280	29,280	29,280	29,280
水道使用料	6,451	5,428	5,046	4,886	4,911
駐車場使用料	45,048	43,554	43,592	46,363	45,609
低温冷蔵庫使用料	9,195	9,003	9,134	9,143	9,482
加工室使用料	1,165	1,165	1,165	1,165	1,165
その他使用料	-	-	-	-	0
雑収益	92,759	88,215	82,090	84,871	80,320
電気料	92,301	87,787	81,684	84,335	79,784
その他使用料	457	427	406	536	536
〔営業外収益〕	213,109	192,646	183,839	177,696	181,887
受取利息及び配当金	209	129	127	128	125
預金利息	84	4	2	3	0
配当金	125	125	125	125	125
他会計補助金	212,462	192,064	183,627	177,442	180,842
一般会計補助金	212,462	192,064	183,627	177,442	180,842
雑収益	438	452	84	125	919
不用品売却収益	-	-	3	-	-
その他雑収益	438	452	81	125	919
計	856,391	830,496	809,370	805,158	793,242

(注) 上記金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額である。

(3) 売上高割使用料について

売上高割使用料は、岐阜市中央卸売市場業務条例（以下業務条例という。）により徴収する卸売業者売上高割使用料及び仲卸業者売上高割使用料がある。

業務条例の（使用料等）第68条第1項では、「市場使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）は、月単位で徴収するものとし、その額は、別表第5の金額の範囲内で市長が規則で定める。」と規定している。

業務条例の別表第5（第68条関係）において、卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料について、それぞれ、次のとおり使用料の上限額を規定している。

種 別	金 額
卸売業者市場使用料	卸売金額に1,000分の3を乗じた額
仲卸業者市場使用料	仲卸業者が第48条第2項の規定による許可又は承認を受けた場合におけるその買入れた物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）に1,000分の3を乗じた額

業務条例の施行について必要事項を規定した岐阜市中央卸売市場業務条例施行規則（以下施行規則という。）の（使用料）第86条では、「条例第68条第1項の規定により使用料は、別表第3のとおりとする。」と規定し、別表第3において業務条例別表第5と同額を規定しているため、上記料率がそのまま適用される。

他市場における売上高割使用料と比較してみると、岐阜市中央卸売市場の料率はおおむね平均的であることがわかる。

	卸売業者売上高割使用料 (販売金額に対する千分率)	仲卸業者売上高割使用料 (販売金額に対する千分率)
川崎市中央卸売市場	6	6
鹿児島市中央卸売市場	5	5
札幌市中央卸売市場	4	4
函館市中央卸売市場	4	4
盛岡市中央卸売市場	4	4
松山市中央卸売市場	3.5	3.5
宮崎市中央卸売市場	3.5	3.5
いわき市中央卸売市場	3	3
福島市中央卸売市場	3	3
宇都宮市中央卸売市場	3	3
横浜市中央卸売市場	3	3
藤沢市中央卸売市場	3	3
金沢市中央卸売市場	3	3
静岡市中央卸売市場	3	3
浜松市中央卸売市場	3	3
岐阜市中央卸売市場	3	3
神戸市中央卸売市場	3	3
岡山市中央卸売市場	3	3
船橋市中央卸売市場	2.5	2.5

売上高割使用料は「(2) 営業収益及び営業外収益の推移」の推移表でもわかるとおり、微減ながらほぼ安定している。

売上高割使用料は以下の表からわかるように、そのほとんどを卸売業者が支払っている。これは、仲卸業者が市場外部から直接買入れて市場内で販売する、いわゆる直荷引き（業務条例第48条第2項）は原則として禁止され、一定の手続・承認を経なければ認められない例外的な取引だからである。

(売上高割使用料の内訳)

(単位：千円)

		平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
青果	卸	161,919	165,970	155,542
	仲卸（直荷引き）	41	35	35
	小計	161,960	166,006	155,577
水産	卸	61,207	60,614	62,053
	仲卸（直荷引き）	175	160	162
	小計	61,382	60,774	62,215
合計		223,343	226,781	217,793

(注) 上記金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額である。

(4) 施設使用料の単価設定について

施設使用料は、業務条例により徴収する諸施設の使用料であり、売上高割使用料と同様、施行規則別表第3において、以下のように具体的に規定されている。

種 別	区 分	単 価
卸売業者売場使用料		月額 158 円/㎡
	低温売場 甲	月額 1,439 円/㎡
	同 乙	月額 475 円/㎡
仲卸業者売場使用料		月額 1,397 円/㎡
関連事業者市場使用料	第1種 甲	月額 788 円/㎡
	同 乙	月額 683 円/㎡
	第2種 甲	月額 1,533 円/㎡
	同 乙	月額 1,019 円/㎡
	同 丙	月額 683 円/㎡
事務所使用料	甲	月額 599 円/㎡
	乙	月額 935 円/㎡
	丙	月額 798 円/㎡
	丁	月額 599 円/㎡
倉庫使用料		月額 662 円/㎡
	活かし場	月額 977 円/㎡
加工室使用料		月額 662 円/㎡
買荷保管積込所使用料	占有の場合	月額 147 円/㎡
冷蔵庫使用料	冷蔵庫棟	月額 2,562,000 円
	低温冷蔵庫	月額 1,796 円/㎡
醗酵室使用料		月額 767,550 円
駐車場使用料	甲	月額 6,300 円/台
	乙	月額 4,200 円/台
	丙	月額 2,100 円/台
	丁	月額 4,200 円/台
会議室使用料	大会議室	1,050 円/時間
	第1会議室	525 円/時間
	第2会議室	315 円/時間
水道使用料		20 円/㎡

(注) 使用料の額には、消費税額及び地方消費税額が含まれる。

2. 外部監査の結果

(1) 施設使用料の単価設定について

① 概要

使用料の改定については硬直的であり、平成5年度、平成6年度、平成8年度及び平成11年度において設備増強等の一連の資本的支出が行われた際に、これに合わせて見直しているのみである。また、他市の中央卸売市場における市場使用料についても同様にあまり単価の改定が行われていない。

これは、「中央卸売市場における生鮮食料品の流通改善対策の実施について」（昭和38年7月24日 農林事務次官通知）の中で、「第五 使用料の引上げの抑制 中央卸売市場における卸売場、仲買売場等、卸売人および仲買人がその卸売業務または仲買業務のため使用する諸施設等の使用料については、当分の間これを据置くものとしてその引上げは承認しないものとする。」という記載があり、40年以上経過した現在も改廃が行われていないことに起因しているものと思われる。

使用料単価は、施設の取得費用や借入れに係る利息費用及び年々の一般管理費見積額の回収を意図して、原価の按分計算によって算定されている。

施設使用料の算定式を示すと次のとおりである。

施設使用料（㎡当たり単価）
$= \left[\frac{(\text{建設費} - \text{補助金}) \times (1 - 0.1)}{\text{耐用年数}} + \frac{\text{起債利子}}{\text{耐用年数}} + \text{一般管理費} \right. \\ \left. - \text{市場使用料} - \text{行政監督費} \right] \times \frac{1}{\text{使用対象面積}} \times \frac{1}{12 \text{ ヶ月}}$

注1 補助金には国庫補助金及び県補助金がある。

注2 0.1は有形固定資産の残存価額であり、耐用年数が経過した時点において一割程度の廃却価値は有するであろうと会計的にみなす割合である。

注3 取得価額を耐用年数で除すことにより、毎年度均等に回収すると仮定した場合の建設費の年間回収額を計算している。

注4 起債利子とは、当該施設の取得のための資金調達として発行した企業債の利子である。元利均等払であることから実際は年度ごとに利息額が異なるが、利息の総額を耐用年数で除すことにより、毎年度均等に回収すると仮定した場合の利息相当額を計算している。

注5 一般管理費は施設使用料を算定する時点において、最近の財務データに一定の伸び率を加味して将来5年分を見積り、その平均値を算出して用いている。

注6 市場使用料は売上高割使用料のことであり、一般管理費と同様に将来5年分の市場取扱高を見積り、これに売上高割使用料率を乗じ、その平均値を算出して用いている。

注7 行政監督費は一般管理費の20%とみなしている。つまり、施設利用者が施設使用料として負担すべき一般管理費は全体の80%であるとして計算している。

② 監査の結果

(ア) 施設使用料の改定について

施設使用料は硬直的であり、過去の改定は前述したように、資金的支出が行われた際、当該施設の使用料が改定されたにとどまっている。

しかし、算定式の構成要素である一般管理費は、施設使用料を算定した年次から数年程度経過しても、大きくは変動しないと予想されるが、それ以上経過した場合には管理部門の規模の変化、特に人員の増減によってコスト構造が変化すると考えるべきである。

よって、使用料の算定根拠に一般管理費のような変動項目を用いる場合は、数年単位、例えば5年単位で積算し直し、定期的に施設使用料の改定を実施すべきである。

また、本計算式でいう市場使用料は売上高割使用料を指すが、これも変動項目である。

よって、年間取扱高の見通しとこれに伴う使用料収入の見積りについては、一般管理費と同様に数年単位で見直すことによって、定期的に施設使用料を改定すべきである。

(イ) 周辺地域並みの施設使用料の適用について

この計算式のみを根拠として事務所使用料や駐車場使用料を算定すると、周辺地域で民間の賃貸事務所や月極駐車場を利用した場合との比較が考慮されないため、使用料の設定単価が民間の相場と乖離する可能性がある。

そこで参考までに岐阜市中央卸売市場周辺地域での貸店舗・貸事務所の相場を抽出してみたところ、以下のものであった。

(平成18年7月現在)

場 所	用 途	面 積 (㎡)	築年数 (年)	賃料月 (円/㎡)
加納朝日町	事務所	121	33	3,292
加納朝日町	事務所	94	11	3,175
茜部大野	事務所	56	13	3,030
茜部菱野	店舗	51	28	2,675
茜部中島	店舗	103	17	2,451
加納大黒町	店舗	50	25	2,400
茜部菱野	店舗	59	28	2,313
加納矢場町	事務所	33	35	2,273
北鶉	店舗	66	11	2,182
茜部菱野	店舗	50	23	2,017
加納新本町	事務所	128	24	1,948
宇佐南	事務所	71	23	1,830
茜部大川	店舗	46	17	1,730

岐南町伏屋	事務所	76	12	1,700
宇佐南	事務所	87	18	1,556
宇佐南	店舗	89	18	1,345
北鶉	事務所	93	26	1,211
中鶉	事務所	147	12	1,020
加納菱野町	事務所	966	38	924
加納栄町通	事務所	52	40	866
平均値				1,997

抽出結果の平均値 1,997 円と事務所使用料（甲 599 円、乙 935 円、丙 798 円、丁 599 円）との間に差があるのは、民間の賃料単価には取得原価や金利負担部分だけでなく利益も上乘せされているのに対して、事務所使用料の中には利益部分が含まれていないだけでなく、取得原価のうち補助金部分が除かれているためであると考えられる。

事務所使用料等が低廉に設定されているのは、市場関係者に対して良好な取引環境を提供することによって、円滑な取引活動を促すという趣旨であり、このこと自体に特に問題はない。

しかし、平成 16 年の卸売市場法改正により、市場外取引の禁止規制が緩和され（業務条例第 38 条及び第 49 条）、卸売業者及び仲卸業者は届出のみによって、市場を通すことなく生鮮食料品等の販売が行えるようになったことから、低廉な事務所施設が市場外取引の事務処理の場として利用される可能性が生じている。

低廉な事務所使用料等は、市場内での良好な取引環境を提供する趣旨であることから、卸売業者等が市場外取引に係る事務処理を行う際には、周辺の民間施設と同等の使用料が徴収されるべきである。

よって市場開設者は、原価の回収を目的とした上記算定式により計算する事務所使用料等のほかに、事務所や駐車場のよう民間の代替施設があるものについては、周辺地域の相場を考慮した使用料単価を用意すべきである。そして、卸売業者等による市場外取引に係る事務処理や駐車については周辺地域並みの使用料単価を適用すべきである。

(2) 市場使用料の回収について

① 概要

卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が納める市場使用料は、（使用料の納期）施行規則第 88 条によれば、「月額による使用料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。」、「月額による使用料以外の使用料については、市長が定める日までに納付しなければならない。」と定められている。

これによって、売上高割使用料は毎月の報告に基づいて未収金勘定に一旦計上され、翌月 20 日納期（一部月末納期）の入金をもって未収金勘定を取り崩す処理が行われる。また、施設使用料については当月分の使用料は当月中に支払われることになっているため、通常未収金残高として翌月に繰り越されることはない。

こうした会計処理が正しく行われているかどうかについて、未収金残高と各種市場使用料月額との間に合理的な関係が見られるか分析を行った。

(平成 17 年度の未収金残高の推移)

(単位：千円)

年	月	調整前	残高に含まれる使用料以外の金額	調整後	
平成 17 年	(前期末) 3 月	321,430	一般会計補助金 177,442	43,263	
	4 月	329,366	一般会計出資金 100,725	51,199	
	5 月	43,042		43,042	
	6 月	43,636		43,636	
	7 月	52,307		52,307	
	8 月	45,646		45,646	
	9 月	45,881		45,881	
	10 月	42,648		42,648	
	11 月	40,940		40,940	
	12 月	53,425		53,425	
	平成 18 年	1 月	40,808		40,808
		2 月	40,323		40,323
(当期末) 3 月		152,722	一般会計補助金 57,200 一般会計出資金 53,614	41,908	
今期の平均残高				45,146	

② 監査の結果

平成 17 年度における各月の未収金残高から、一般会計補助金の概算見込額及び一般会計出資金の概算見込額を控除して市場使用料だけを把握すると、未収金残高の月次推移は、上記の表における「調整後」のようになり、月次推移の平均値は 45,146 千円となる。

一方、平成 17 年度の売上高割使用料は 217,793 千円（消費税抜）であることから、月平均使用料の未収金残高（消費税込）は約 19,057 千円となり、45,146 千円との差額 26,089 千円は売上高割使用料以外の理由で生じていることになる。

当該差額について分析した結果、差額の原因は次のとおりであった。

- i 金融機関の処理遅れによる施設使用料残高 約 11,000 千円
- ii 電気水道料金 約 7,100 千円
- iii 不良債権 7,353 千円

施設使用料は卸売業者等が月末までに納付を行っても、金融機関の処理上、入金扱いになるまでに 3 営業日ないし 4 営業日かかるため、形式上月末残高が生じているものである。よって、不良債権 7,353 千円（（4）で後述）を除き、市場使用料は全体としては正常に回収されていると認められる。

(3) 市場使用料の納付遅延業者について

① 概要

未収金勘定の中に、期末時点で、以下のような延滞債権が存在していた。

(単位：円)

債務者	施設	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	残高
関連事業者 A	使用中	—	—	—	92,379	141,840	234,219
関連事業者 B	使用中	—	—	—	—	254,010	254,010
関連事業者 C	使用中	—	—	—	—	80,814	80,814
計		—	—	—	92,379	476,664	569,043

② 意見

これらの延滞債権は、回収は見込めるものの、上記 A,B,C は市場使用料の納付期限遅れの常連であるとのことであった。金額の多少を問わず、誠実性に欠ける事業者による納付遅れが、毎回黙認されることは、不公平感があり望ましくない。

業務条例及び施行規則は、使用料の納付を促す定めは特に規定しておらず、監督処分 of 定めを業務条例で規定しているのみである。

参考

(岐阜市中央卸売市場業務条例第 72 条 (監督処分))

第 1 項 省略 (卸売業者に対する規定のため)

第 2 項 省略 (仲卸業者に対する規定のため)

第 3 項 省略 (売買参加者に対する規定のため)

第 4 項 市長は、関連事業者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反した場合には、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、1 万円以下の過料を科し、第 29 条第 1 項の許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めて、その許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第 5 項 省略

第 6 項 省略

しかし、延滞が発生する都度、監督処分の適用を検討することは機動的でなく、罰則も重すぎるように感じられる。監督処分の規定とは別に、市場使用料の納付について、一定期間の延滞が生じた場合には、ペナルティとして延滞金を徴収するルールを制度化することが望ましい。

(4) 市場使用料の不良債権について

① 概要

回収が困難と見込まれる債権は以下のとおりである。

(単位：円)

債務者	施設	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	残高
仲卸業者 D	返還済	—	1,270,338	1,661,878	—	—	2,932,216
仲卸業者 E	返還済	—	977,250	1,745,425	—	—	2,722,675
関連事業者 F	返還済	68,748	675,065	735,833	123,397	—	1,603,043
関連事業者 G	返還済	95,771	—	—	—	—	95,771
計		164,519	2,922,653	4,143,136	123,397	0	7,353,705

仲卸業者 D 経営者が倒れ、会社は実質的に消滅しているが未清算になっている。

仲卸業者 E 会社は解散済。元社長が過去において、債務の一部を代位弁済している。

関連事業者 F 会社は実質的に消滅しているが未清算になっている。

関連事業者 G 経営者行方不明、会社は未清算のまま。平成 14 年に行政処分を実施。

② 監査の結果

上記の債権については、経営者による債務の個人保証は無く、また支払能力が無い、もしくは経営者が行方不明という状況であり、未収金残高 7,353 千円は回収不能と考えられる。現在のところ、これら不良債権は正常債権と同様に、未収金勘定に計上されているため、(ア) 回収可能額を上回る債権額が貸借対照表に計上されている。という問題と (イ) 同じ未収金勘定に計上されているため、正常債権と不良債権の区別がつかない。という問題が生じている。

(ア) 回収可能額を上回る債権額が計上されることについて

債権額を回収可能額に合わせるという債権評価の方法については、直接減額による方法と貸倒引当金を計上する方法がある。直接減額による不納欠損処理は、法律上の権利消滅を伴うことが一般的であり、形式上会社が存続していたり、個人から一部分について代位弁済を受けていたり等の事情があり、しかも公法上の債権の消滅時効（5年）にもかからない時点での適用は馴染まないと考えられる。なお、債権放棄をすれば不納欠損処理は可能であるが、これは市議会の議決事項であり（地方自治法第 96 条第 10 号）、法律行為については市の判断によることになる。

貸倒引当金を計上する方法については、現行制度上、引当金の計上は退職給与引当金と修繕引当金以外の引当金は計上できない（「地方公営企業法施行規則」（昭和 27 年 9 月 29 日総理府令第 73 号 最終改正平成 18 年 2 月 28 日総務省令第 24 号）第 2 条の 2

第2項、別表第1号、「岐阜市中央卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則」
(昭和47年4月1日規則第28号)別表第1) ことになっているため、適用することができない。

以上より、債権額を弾力的に評価する枠組みが整っていないという事情はあるものの、会計上は債権額を適正に評価すべきであり、債権評価の制度を整えていく必要がある。

(イ) 不良債権の表示方法について

不良債権を未収金勘定に計上したままでは、正常債権と区別ができず、それだけ正常な債権によって自己資本が充実しているかのような印象を、貸借対照表の閲覧者に与えてしまう結果となる。当該不良債権は既に正常な営業循環過程から外れており、固定資産の部における勘定科目、例えばその他の投資等に振り替えることが望ましい。

(5) 市場活性化に向けて

① 概要

改正卸売市場法(平成16年6月9日法律第96号)では、以下のような規制緩和や弾力化が盛り込まれた。以下の(ア)から(エ)は卸売業者に対する規制緩和であり、(オ)は仲卸業者に対する規制緩和である。

(ア) 委託手数料の弾力化

卸売業者は生産者からの委託を受けて生鮮食料品等を預かり、これを市場内において仲卸業者や売買参加者に販売することにより、その販売額の一定割合を委託手数料として収受している。

平成16年6月9日以前の卸売市場法では第41条「卸売業者は、中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受について、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けてはならない」と規定していたが、改正によってこの条文は平成21年4月1日から削除されることとなった(卸売市場法の一部を改正する法律 昭和46年法律第35号 平成16年法律第96号)。

これによって中央卸売市場の委託手数料率を取扱品目ごとに全国一律とする農林水産省の指導に基づいて維持されてきた下記の委託手数料率は、平成21年度から卸売業者と市場開設者(岐阜市)の裁量により、決められることになる。

取扱品目	卸売金額に対する委託手数料率 (%)
野菜及びその加工品	8.5
果実及びその加工品	7.0
生鮮水産物及びその加工品	5.5
市長が規則で定めるその他の加工食料品	5.0

委託手数料の弾力化が実施されることによって、委託手数料率が下落するか上昇するかは今のところ不明であるが、実施された時点での卸売業者の置かれている状況により決まるものと考えられる。つまり、卸売業者間や市場外の他者との競争性が高まれば、手数料率は低下すると予想されるが、少数の卸売業者による寡占状態が続けば、委託手数料率は高止まりするものと思われる。

消費者の立場からすれば、より効率的な市場が独立採算のもとで形成され、品質の良い食材が安く流通することが望ましい状況であることは言うまでもない。

(イ) 買付集荷の自由化

卸売業者の取引方法は、生産者から委託された生鮮食料品等を仲卸業者や売買参加者に販売して、売却金額の一定割合を委託手数料として得る方法（委託集荷）が原則であり、卸売業者自らが生産者から買い入れ、これを仲卸業者や売買参加者に販売することによって売値と買値の差額を得る取引方法（買付集荷）が行える場合は限定されていた（旧 卸売市場法第 38 条）。

（旧 卸売市場法第 38 条）

卸売業者は、中央卸売市場における卸売の業務については、自己の計算において卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 一定の規格若しくは貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している生鮮食料品等で（以下省略）。
- (2) 当該中央卸売市場における需要が比較的安定している生鮮食料品等であって（以下省略）。
- (3) 卸売業者が仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき生鮮食料品を確保する必要がある場合であって（以下省略）。
- (4) 出荷者の計算において行う卸売の方法によっては生鮮食料品等の出荷を受けることが著しく困難な場合その他の農林水産省令で定める特別の事情がある場合であって（以下省略）。

しかし、平成 16 年の法律改正によって、この条文は削除された（卸売市場法 平成 16 年 6 月 9 日法律第 96 号）結果、卸売業者は買付集荷も自由に行えるようになった。

買付集荷は、従来、卸売業者が需給調整を行うおそれや、卸売業者の財務に悪影響を及ぼすおそれがあるとの理由で、原則として禁止されていた。しかし、卸売市場法の改正では、卸売業者が果たす機能を積極的にとらえ、卸売業者が生産者の栽培状況や需要者のニーズに対応して計画的な買付集荷を行い、これを仲卸業者等を通じて供給することにより、生産者の効率的な生産活動を促すとともに在庫を軽減し、また需要者側の潜在的なニーズにも応えるといった効果が期待されているものと考えられる。

ただし、卸売業者にとって買付集荷は委託集荷の場合よりも、仲卸業者等へできるだけ高い価格で販売したいというインセンティブが働くものと考えられる。何故なら、販売額の数パーセントを手数料として得る委託集荷では、販売努力の数パーセントしか増収にならないが、買付集荷では販売努力がそのまま増収になるからである。

(ウ) 商物一致規制の緩和

卸売市場法では、平成 16 年の改正前後にかかわらず、市場内に物品を搬入して卸売をしなければならないとする商物一致原則が設けられている（卸売市場法第 39 条）。これは、卸売市場内において適正な価格形成のためには、品質・規格が統一しにくく、貯蔵性のない生鮮食料品等の特性を踏まえ、市場内に物品を搬入して、多数の買手がその数量・品質を確認しつつ、公開・集中的に取引を行うことが大切だからである。

一方、IT 技術の発達により生鮮食料品等の流通でもインターネット等を活用した受発注システムが設けられ、たまねぎ、馬鈴薯等の規格性のある物品は、現物を見なくても電子情報をやり取りすることにより適正な価格形成が可能となっている今日において、商物一致規制により、インターネット等により受発注を行った商品についても市場内への搬入が義務付けられ、物流コストが増大するという弊害が生じている。

このため、平成 16 年の改正では、商物一致規制の例外として従来から認められていた 1)市場開設者が指定した場所に置く場合、2)卸売業者が申請した場所に置く場合、に加えて 3)情報通信技術を使用する場合、が追加された（卸売市場法第 39 条第 2 号）。また、これを受けて業務条例第 41 条第 1 項第 3 号に同様の趣旨の規定が定められた。

今後、インターネット等を利用した取引の割合が高くなってくると、多くの商品が生産者から需要者のもとへ直接搬入されることになり、物流コストの軽減と運送時間の短縮が期待できる。この結果、消費者にとってはより新鮮な食料品が低価格で購入できる期待が持て、望ましい。しかし、一方では市場開設者にとっては卸売業者等の取引活動の実態が把握しづらくなるため、管理監督のありかたについて今後再検討を要する可能性がある。

(エ) 第三者販売禁止規制の運用の弾力化

仲卸業者による直荷引き禁止規制の運用の弾力化（後述）と同様の趣旨で、卸売業者による仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売についても、禁止規制の運用が弾力化された。これによって卸売業者は、残品が生じる場合だけでなく、他の卸売市場の卸売業者等へ販売する場合や、新商品の開発に関連して食品製造業者等とあらかじめ締結した国内産の農林水産物を供給する場合、市場開設者の許可を得て第三者に販売できることとなった。

こうした運用の弾力化は、市場外流通を市場内に取り込み、市場関係者の活動領域を広げることになり、卸売市場の機能充実につながるものと考えられる。

(オ) 直荷引き禁止規制の運用の弾力化

直荷引きとは、仲卸業者が生鮮食料品等を仕入れるに当たり、市場内で卸売業者を通じて買い付けるのではなく、市場外の第三者（生産者や他市場の卸売業者等）から直接買い付ける行為をいう。

卸売市場における適正な価格形成のためには、卸売業者と仲卸業者が対置して価格形成を行うことが重要との考えから、平成 16 年の改正でも、卸売業者は市場内の仲卸業

者、売買参加者に対して卸売を行い、仲卸業者は市場内の卸売業者から買い受けるという卸売市場内での取引の基本原則（第三者販売、直荷引きの禁止原則）は維持されている（卸売市場法第 37 条、同第 44 条）。

ただし、卸売市場の機能強化のため例外措置が追加され（卸売市場法施行規則第 24 条、同第 28 条）、これを受けて業務条例は第 40 条第 1 項第 2 号乃至第 3 号及び第 48 条第 2 項第 2 号乃至第 3 号に同様の規定を定めている。

このうち、仲卸業者の直荷引きに関する業務条例は以下のとおりである。

（岐阜市中央卸売市場業務条例第 48 条第 2 項）

仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であって当該市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。

- （1） 仲卸業者が、規則で定めるところにより、市長の許可を受けていること。
- （2） 当該市場の卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等を買入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。（以下省略）
- （3） 仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。（以下省略）

こうした運用の弾力化により、仲卸業者は、当該市場の卸売業者から買入れることが困難なものに限定されることと、市場開設者の許可を得る必要があるという条件は変わらないものの、卸売業者が取り扱わない商品だけでなく、新規商品も直荷引きにより買入れて販売することができる余地が生じたことになる。つまり、仲卸業者は農林漁業者等及び食品製造業者等と連携して新規商品の開発を行うことで、生産者から直接買入れて当該製造業者等へ販売できることになる。

② 意見

岐阜市中央卸売市場が抱える歳入面での問題点は、市場取扱高が伸び悩んでいることに伴い売上高割使用料収入の増加が期待できないこと及び施設特に事務所スペースに遊休が生じており、施設使用料が予定通りに入らないことにある。これらはいずれも市場における取引活動の結果ないし付随して得られる収入であることから、根本的には市場の活性化に向けて取り組んでいく以外に解決方法はないものと思われる。

そこで、卸売市場法の改正に対応して、市場を活性化させるための方策としては、業者による競争促進及び新規参入の促進という観点から、以下の（ア）及び（イ）の対応が望ましい。

（ア）卸売業者の新規参入の促進

先にも述べたとおり、買付集荷は委託集荷に比べ卸売業者にとって商品を高く販売しようというインセンティブが働く。また、委託手数料が平成 21 年 4 月から自由化されるとはいえ、少数の卸売業者による寡占状態が続けば、委託手数料の低下はあまり期待できないと考えられる。これらはいずれも需要者にとって買入価格が高止まりする要因であり、需要者にとって魅力のない市場は他市場や市場外流通との関係において競争力を失い、活性化は困難となる。

このため、卸売業者の新規参入を容易にし、卸売業者間の競争性をこれまで以上に高める必要があると考えられる。ただし、現実には市場内の限られた敷地面積はすべて使用されており、新規に参入する卸売業者が既存業者と同様に活動することは不可能といえる。そこで、商物一致規制の緩和を援用し、規格性のある商品に特化した電子商取引専業の卸売業者の参入を促すことが望ましい。これによって市場内の競争性が高まり、より効率的で競争力の高い市場が形成され、市場の活性化につながると期待できる。また、電子商取引による新規参入業者は、結果として市場外流通を取り込むことが予想されるため、市場自体の総取扱高が増加し、売上高割使用料の増収が期待できる。さらに、新規参入の卸売業者によって事務所の賃貸借契約が見込まれるため、事務所棟の遊休スペースが活用でき、施設使用料についても増収を期待できる。

ただし、商物一致規制の緩和による市場外取引の増加は、ともすれば市場を通して活動すること自体の必要性が希薄化し兼ねない危険性もある。今後も市場による適正な価格形成機能を維持するためには、電子商取引において市場がハブとしての機能を果たす必要がある。そのためには取引システムを個々の業者が個別に導入するのではなく、市場がベースとなるシステムを用意して各事業者に使用させるというあり方を模索していく必要があるものと考えられる。

（イ）仲卸業者による直荷引きの活用

市場内の競争性を高めるためには、（ア）で述べたような卸売業者間の競争を促すことに加え、卸売業者と仲卸業者との間で競争を促すことも有効と考えられる。

仲卸業者による直荷引きは原則として禁止されているものの、例外も認められていることから、その一つである「仲卸業者が、農林漁業者等及び食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した新たな国内産の農林水産物の供給による需要の開拓に関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合」（業務条例第 48 条第 2 項第 3 号）を積極的に活用すれば、卸売業者及び仲卸業者という垣根を越えて相互の競争性が高まることから、市場の活性化につながるものと考えられる。

II. 歳出について

1. 概要

岐阜市中央卸売市場の過去5年間の費用の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
人件費(除く退職給与金)		151,617	139,691	140,503	144,417	145,033
退職給与金		31,085	30,924	—	—	3,483
委託料		92,334	85,935	80,117	68,372	76,511
修繕費		58,705	27,403	49,648	44,509	51,206
負担金及び分担金		58,579	53,483	51,086	45,270	40,761
その他管理費		129,467	121,049	112,938	111,925	109,297
市場管理費計		521,787	458,485	434,292	414,493	426,291
減価償却費		165,166	162,904	162,815	162,404	162,196
資産減耗費		—	303	119	471	15
営業費用合計		686,953	621,692	597,226	577,368	588,502
支払利息		218,491	207,049	195,051	182,459	169,235
雑支出		9,932	9,707	4,653	8,359	4,132
営業外費用計		228,423	216,756	199,704	190,818	173,367
費用総合計		915,376	838,448	796,930	768,186	761,869

(注) 上記金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額である。

2. 外部監査の結果

(1) 退職給与金について

① 概要

平成13年度及び平成14年度の退職給与金は、実際の退職者に支払った退職金額であり、平成15年度及び平成16年度は、退職者がいなかったため退職給与金は発生していない。

平成17年度は、退職者はいなかったものの、退職給与引当金の計上を行い、この退職給与引当金への繰入額を退職給与金として計上したものである。

この退職給与引当金への繰入額の算出は、予算の人件費(給料、手当、報酬、法定福利費、賃金)と決算の人件費の実際額とを比較して算定金額を計算している。つまり、予算の余剰分を退職給与引当金への繰入として退職給与金に計上している。

② 監査の結果

「岐阜市中央卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則」第66条では、毎事業年度経過後すみやかに振替伝票により、退職給与引当金及び修繕引当金の計上について決算整理を行わなければならないとしている。

しかし、退職給与引当金の計上は、上記①の概要に示したとおり毎期規則的に計上されているわけではなく、予算の人件費（給料、手当、報酬、法定福利費、賃金）と決算の人件費の実際額とを比較して算定金額を計算している。つまり、たまたま予算が余ったから引当金を計上しているに過ぎない。退職給与引当金の計上についての要綱又は規程はなく、決算時に担当者が計算し上位者の承認を得るという形式となっているために、毎期計上方法を変更することも容易に行うことができるのではないかと思われる。つまり、決算の数値を考慮しながら退職給与引当金の金額を決定することも可能である。このような、恣意性が介入しないように退職給与引当金の目的・算定方法・計上基準を明確にして要綱又は規程を作成し、毎期継続的かつ規則的に退職給与引当金への繰入を計上する必要がある。

③ 意見

(ア) 退職給与引当金の計上基準及び計上不足額

岐阜市中央卸売市場の退職給与引当金の繰入は、上記①の概要に示したとおりであり、人件費の予算金額と決算金額との差額によっている。退職給与引当金の考え方として「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」（昭和27年9月29日）によれば、退職給与引当金の繰入額は、「当該事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額から前事業年度末日に在職した職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額を控除した額を基準にする」としており、いわゆる当事業年度末の自己都合要支給額から前事業年度の自己都合要支給額との差額を積み立てることが要求されている。また、退職給与引当金残高は自己都合要支給額を計上することが要求されていると考えられる。しかし、岐阜市中央卸売市場の退職給与引当金の繰入基準は、自己都合要支給額をなんら考慮することなく算定されており、合理的な引当金の計上がされているとはいえない。また、現在の計上基準では、次年度の人員を考慮したうえで人件費の予算を立てており、人事異動等がない限り予算額と実際額との差異が発生することはあまり考えられない。そのため、人事異動等という要因による予算と実績の差額が退職給与引当金及び繰入額となっており、引当金の要件にも合致しておらず退職給与引当金の金額算定としては合理的ではない。今後は、依命通達の考え及び引当金の要件を考慮し、自己都合要支給額を基準とした引当金の計上を検討する必要がある。

平成17年度末の自己都合要支給額は、271,285千円である。これに対し、平成17年度の退職給与引当金は、3,482千円であり、要支給額の1.3%しかなく現状では、大きな乖離があり実質的な引当不足額が発生しており問題である。

(イ) 退職給与手当の負担関係

現状では、岐阜市中央卸売市場と他の会計組織（岐阜市一般会計等）との間に人事異動が行なわれた場合には、異動者に係る異動時点までの退職手当相当額について他の会計組織と精算（引継ぎ）を行っていない。そのため、退職者が退職時に所属していた

会計がその退職者の退職手当金額を全額負担することになる。退職手当は、一般的には賃金の後払い、功績に対する報償等の複合的な意味合いで支給されるが、退職者が岐阜市中央卸売市場に在籍していなかった期間に対応する退職手当まで負担することは合理的ではない。岐阜市中央卸売市場は、地方公営企業法を適用しており、企業会計の考え方に従うべきである。つまり、費用収益対応の原則から費用負担を適切にして適正な期間損益計算を実施するために、岐阜市中央卸売市場と他の会計組織との両方に在籍した期間がある退職者の退職手当は、合理的な負担関係を検討することが必要である。

また、現状の退職手当の支給方法では、岐阜市が人事異動により意図的に岐阜市中央卸売市場の財務状況を歪めることが可能となる。つまり、岐阜市中央卸売市場の財務状況を好転させるには、退職間近の勤務者を岐阜市中央卸売市場から他の会計組織に異動させればよく、逆に岐阜市中央卸売市場に負担させるのであれば、退職間近の勤務者を岐阜市中央卸売市場に異動させればよいのである。このことは、独立採算を原則として事業を行なっている岐阜市中央卸売市場にはふさわしくない。さらにこのような手法が可能な状況においては、一般会計繰入金の基準外繰入金のうち歳入不足補填目的の繰入金を無条件で行う隠れ蓑となることにもなりかねない。

この退職手当の負担関係の問題は、岐阜市中央卸売市場のみの問題ではなく、岐阜市全体の問題としてとらえ早急に対処することが必要である。

(2) 負担金及び分担金について

① 概要

平成 17 年度における負担金及び分担金支出の概要は、以下のとおりである。

全国中央卸売市場協会	平成 17 年度会費	130,000 円
岐阜市中央卸売市場水産物流通対策協議会	開設者負担金	150,000 円
岐阜市中央卸売市場青果物流通対策協議会	開設者負担金	150,000 円
特殊車両電動化補助金		1,232,000 円
岐阜市中央卸売市場協会清掃事業費	開設者負担金	38,536,191 円
その他		563,080 円
合 計		40,761,271 円

(注) 上記金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額である。

岐阜市中央卸売市場水産及び青果物流通対策協議会への負担金の支出は、産地対策として出荷要請のための視察及び消費拡大対策としての夏休み市場見学会等を支援する費用である。

特殊車両電動化補助金は、構内用フォークリフト及び運搬車の電動化等の推進を容易にするとともに、それら車両の排気ガス中の窒素酸化物等の抑制を図ることにより、市場における作業環境の改善と大気汚染防止に資する目的で、「岐阜市中央卸売市場の構内用フォークリフト及び運搬車の電動化等推進事業に係る助成要綱」に基づき平成 7

年度から実施してきたものである。電動化またはLPG化の進捗率は7割を超え、その役割を果たしたとして、平成17年度をもって終了することになった。

岐阜市中央卸売市場協会清掃事業費は、岐阜市中央卸売市場の円滑な運営と総合的発展を目的として、岐阜市と場内関係者が負担金を出し合い運営している岐阜市中央卸売市場協会に対する開設者負担金である。市場全体の面積が広範囲に渡り、共用部分が相応の割合を占めることなどから、開設者と場内関係者が共同して場内の環境保全を行っている。

この市場協会の運営にかかる費用に関しては、従来、開設者である市が、衛生費は全体の3分の2、その他費用は全体の2分の1の金額を負担していた。

しかし、この市場協会の運営にかかる費用のほとんどが衛生費であり、市の負担する金額は大きく、この負担金額を減らすために平成15年に場内関係者と交渉を図った結果、平成19年度までに約35,300千円（平成14年度の市場協会全体の費用70,643千円の50%に相当）となるように毎年削減していくことになった。

岐阜市中央卸売市場協会の平成17年度の収支決算書の要約は、以下のとおりである。

(単位：千円)

収入の部	金額	備考
1. 負担金	4,915	各事業者負担金
2. 市負担金	40,463	
3. 雑収入	16,792	発泡スチロール整理券・コミ袋売払代金等
4. 繰越金	7,607	
収入合計	69,777	
支出の部		
1. 総務費	1,162	
2. 交通費	305	
3. 衛生費	54,042	場内清掃費・生ゴミ等処理費等
4. 厚生費	320	
5. 事務費	7,488	職員給料等
6. 消費税	341	
次年度繰越金	6,119	
支出合計	69,777	

(注) 上記金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額である。

② 監査の結果

岐阜市中央卸売市場協会への岐阜市中央卸売市場(以下の表では単に市としている)の負担金の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	市の負担金額	前年度比	市の負担割合	市の負担金÷(売上高割+施設)使用料
14	53,634		78.3%	9.7%
15	50,463	△3,171	75.1%	9.2%

	(1)、(2)省略 (3)前項第5号に掲げる有価証券については、時価の100分の80に相当する額	第8条 条例第8条第2項第5号の規定による有価証券は、証券取引所が開設する市場において売買取引されている株券を発行する会社が発行する社債券で、次の各号に掲げるものとする。 (1)電気事業法第3条の規定による一般電気事業者の発行する社債券 (2)ガス事業法第3条の規定による一般ガス事業者の発行する社債券 第9条 条例第8条第3項の規定による有価証券の価格は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額以下とする。 (1)、(2)省略 (3)前条各号に掲げる社債券 その額面金額の100分の80に相当する額
仲卸業者	第20条第1項 仲卸業者の預託すべき保証金の額は、取扱品目の部類ごとに、5万円以上30万円以下の範囲内において市長が規則で定める。	第23条 条例第20条第1項の規定により仲卸業者の預託すべき保証金の額は、仲卸業者市場使用料(条例第48条第2項の規定による許可を受けた場合におけるその買入れた物品の販売金額(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)の1000分の3に相当する額を除く。)月額3倍に相当する金額とする。
関連事業者	第31条第3項 関連事業者の預託すべき保証金の額は、市場施設使用料月額6倍以内で市長が規則で定める。	第38条 条例第31条第3項の規定により関連事業者の預託すべき保証金の額は、関連事業者市場使用料月額3倍に相当する金額とする。ただし、その額が30万円以上の場合、市長が別に定める。

② 監査の結果

保証金受払簿等により法令等に準拠して行われているかを監査した結果、以下の事実があった。

(単位:円)

保証金預託業者	コマ	必要額	預り額		差額
			有価証券	現金	
卸売業者1		10,000,000	16,000,000		6,000,000
卸売業者2		4,400,000	4,800,000		400,000
仲卸業者3	3	754,380		754,380	
仲卸業者4	3	754,380		754,380	

仲卸業者 5	2	502,920		502,920	
仲卸業者 6	3	754,380		754,380	
仲卸業者 7	2	502,920		502,920	
仲卸業者 8	2	502,920		502,920	
仲卸業者 9	2	502,920		251,460	△251,460
仲卸業者 1 0	2	502,920		502,920	
仲卸業者 1 1	2	502,920		502,920	
仲卸業者 1 2	2	502,920		502,920	
仲卸業者 1 3	2	502,920		502,920	
仲卸業者 1 4	2	502,920		502,920	
仲卸業者 1 5	2	502,920		502,920	
仲卸業者 1 6	2	502,920		502,920	
仲卸業者 1 7	2	502,920		502,920	
関連事業者 1 8	1	70,920		141,840	70,920
関連事業者 1 9	4.5	319,140		319,140	
関連事業者 2 0	2.5	177,300		141,840	△35,460
関連事業者 2 1	1	366,771		359,790	△6,981

(注) 預り額の有価証券は、その額面の 100 分の 80 の金額である。

(ア) 卸売業者の保証金

保証金は、定められた有価証券をもって代用することができることになっており、卸売業者 1 及び 2 は、その定められた「電気事業法第 3 条の規定による一般電気事業者の発行する社債券」を預託している。この場合、有価証券の価格は、その額面金額の 100 分の 80 に相当する額をもって保証金額とすることとされている。

卸売業者 1 が預託している保証金

電力債で額面金額 1,000 千円×20 枚、20,000 千円×80%=16,000 千円

必要額 10,000 千円－預託額 16,000 千円＝超過額 6,000 千円

卸売業者 2 が預託している保証金

電力債で額面金額 1,000 千円×6 枚、6,000 千円×80%=4,800 千円

必要額 4,400 千円－預託額 4,800 千円＝超過額 400 千円

有価証券で預託する場合、その額面金額の 100 分の 80 に相当する額をもって保証金額とする関係から、規則で定める必要額に相当する額面のものがないため、必要額を上回るものが預託されている場合がある。

卸売業者 1 については、必要額 10,000 千円は額面金額 1,000 千円の有価証券 13 枚で充足している(額面金額 1,000 千円×13 枚、13,000 千円×80%=10,400 千円)ので 7,000 千円分の有価証券(額面金額 1,000 千円×7 枚=7,000 千円)は必要額以上の預託であり、返却することが望ましい。

(イ) 仲卸業者の保証金

仲卸業者の保証金は業務条例では取扱品目の部類ごとに、5万円以上30万円以下となっており、施行規則では市場使用料月額額の3倍に相当する額となっている。

実際には市場使用料月額額の3倍を預託しているために、業務条例の30万円を超える保証を預託しているケースが14件あった。これらのケースはいずれも2コマ以上使用している業者である。仲卸業者9は、平成13年8月より1コマ追加して使用しているが、保証金の額はそのままとなり市場使用料月額額の3倍に251,460円不足している。

業務条例は、当初は仲卸業者が使用するコマは、1コマと想定して定めたと思われる。しかし、その後、撤退する業者が現れ出したが、新規に参入する業者はなく、空いたコマを隣の業者が使用するケースが増えた。施行規則では保証金の額は、市場使用料月額額の3倍に相当する額となっているために、2コマ分の保証金を預託している仲卸業者は、業務条例の上限である30万円を超える結果となっているのである。一般に保証金の額は、使用料月額額の何か月分とされていることが多く、仲卸業者も市場使用料月額額の3倍が30万円を超えていても、施行規則が定める市場使用料月額額の3倍を預託しているものと思われる。

業務条例又は施行規則を実態に即して整備する必要がある。また、仲卸業者9については、不足している251,460円の保証金を早急に預託するように手続する必要がある。

(ウ) 関連事業者の保証金

関連事業者の保証金は業務条例では市場使用料月額額の6倍以内となっている。また、施行規則では、市場使用料月額額の3倍に相当する金額とし、ただし、その額が30万円以上の場合は、市長が別に定めることになっている。

i 関連事業者18は、平成17年5月より1コマ返却しているが、保証金の額はそのままとなり市場使用料月額額の3倍に対して70,920円過大となっている。

これは、同社がまた借りるかもしれないとして保証金の返還手続を行わなかったことが原因であるが、このような状況を放置していると、預り保証金の額と施行規則で定めた預託すべき保証金の額とで不一致が発生するという不適切な状況となる。同社は、現在は再度借りる予定がないということで保証金の返還手続中であるが、今後、同様のことがあれば、一旦、返還請求を促し保証金は返還することが望ましい。

ii 関連事業者19は、4.5コマ使用している業者で、預託している保証金は、市場使用料月額額の3倍であるが、その額は30万円を超えている。

市場使用料月額額の3倍が30万円を超えた場合は、施行規則によれば市長が別に定めることになっているが、「別に定めた」書類はない。このような場合は、書類上で明確にしておく必要がある。

iii 関連事業者 20 は、平成 14 年 2 月より 0.5 コマ追加して使用しているが、保証金の額はそのままとなり市場使用料月額 3 倍に対して 35,460 円不足しているため、追加の保証金を早急に預託するように手続する必要がある。

iv 関連事業者 21 は、平成 9 年 4 月 1 日施行の使用料改定の際（消費税率が 3% から 5% に引き上げられ、地方消費税が導入されたのに伴うもの）、増加した消費税に対応する分の保証金については、施行規則第 38 条但し書の 30 万円を既に超えていることから、増加した消費税に対応する分の保証金を徴収しなかった。

しかし、他の業者は、30 万円を超えていても市場使用料月額 3 倍を預託しているため、不足している 6,981 円の保証金を早急に預託するように手続する必要がある。

III 有形固定資産について

1. 概要

岐阜市中央卸売市場は、この市場で営業してきた業者を統合合併する形で現在の岐阜市茜部新所に移転し、農林水産大臣から中央卸売市場としての認可を受け、昭和 46 年 7 月 19 日に業務を開始した。

その後、開設以来 20 年程経過し、供給圏内の人口及び取扱量の増加、輸送形態の変化などに対応するため、平成元年度から 3 年間にわたり卸売場の拡張、仲卸店舗・低温売場・水産プレハブ冷蔵庫の設置など大規模増改築工事等を実施、先進的な施設へと改善され、現在にいたっている。

(1) 市場の年度別建設事業費は下記のとおりである。

(単位：千円)

年度	総事業費用	財 源 内 訳				備 考 (事 業 内 容)
		国庫補助金	県補助金	地方債	市 費	
42	525,505	-	-	524,300	1,205	用地買収 (茜部側)
43	122,375	2,409	-	76,000	43,966	用地買収 (取付道路) 整地等
44	1,656,955	354,741	20,000	1,200,000	82,214	用地買収 (関連側)、卸売棟の建設
45	1,419,745	293,859	40,000	1,000,000	85,886	関連店舗、倉庫、管理棟等の建設
46	-	-	-	-	-	
小計	3,724,580	651,009	60,000	2,800,300	213,271	開場前
47	20,790	4,000	-	15,800	990	冷蔵室の改良等
		1,540			-1,540	過年度事業の補助率差額金
48	10,470	-	-	-	10,470	テレビカメラの設置等

49	7,467	-	-	-	7,467	クーリングタワー新設工事等
50	10,055	-	-	-	10,055	淡水魚水槽設置工事等
51	800	-	-	-	800	看板取付工事等
52	698	-	-	-	698	ポンプ取替工事等
53	600	-	-	-	600	バナナ加工棟給水加圧装置設置工事
54	6,267	-	-	-	6,267	電動車充電設備工事等
55	18,574	-	-	-	18,574	"
56	4,500	-	-	-	4,500	管理棟非常用直流電源装置のアルカリ蓄電池取替工事
57	6,306	-	-	-	6,306	場内電気幹線配線替工事等
58	4,098	-	-	-	4,098	自動遮断機設置工事
59	1,083	-	-	-	1,083	市場整備事業調査費等
60	16,202	-	-	-	16,202	受電設備増設等
61	65,097	11,600	-	30,000	23,497	業者事務所屋根改良工事等
62	42,699	-	-	-	42,699	関連店舗外壁改良工事等
63	97,265	24,935	-	42,000	30,330	仲卸売棟増改築工事設計業務委託等
元	1,542,733	463,560	36,000	987,700	55,473	卸売棟増改築工事ほか大規模改修事業
2	3,468,213	1,086,620	99,000	2,235,300	47,293	"
3	1,456,461	421,545	27,000	951,300	56,616	"
5	25,255	-	-	-	25,255	ゴミ分別回収所建築工事
7	28,387	-	-	-	28,387	卸売棟換気設備工事、充電庫設置工事
8	15,038	-	-	-	15,038	充電庫設置工事
10	14,700	-	-	-	14,700	活かし場用ポンプ設備工事
11	3,509	-	-	-	3,509	買荷保管所消防用設備設置工事
12	14,070	-	-	-	14,070	低温売場設置工事
13	-	-	-	-	-	
14	-	-	-	-	-	
15	-	-	-	-	-	
16	-	-	-	-	-	
17	-	-	-	-	-	
計	10,605,917	2,664,809	222,000	7,062,400	656,708	
比率	100%	25.1%	2.1%	66.6%	6.2%	

上記の一覧表のとおり固定資産の取得は市場開設時と平成元年から3年間の大規模増築以外はほとんどない。また、財源の約3分の2は企業債である。

(2) 年度末の有形固定資産の帳簿金額

(単位：千円)

種 類	取得価額	減価償却 累計額	当年度末 簿価額	当年度減 価償却費
土地	1,055,574	-	1,055,574	-
建物	8,179,943	2,944,109	5,235,834	151,409
構築物	393,875	195,806	198,069	3,266
機械装置	248,844	150,989	97,855	7,319
車両運搬具	900	810	90	162
工具器具備品	4,518	4,179	338	38
計	9,883,657	3,295,894	6,587,762	162,196
総資産	-	-	6,894,446	-

市場の総資産のうち有形固定資産は95%以上を占めている。特に建物は75%を占めており市場にとって非常に重要な資産である。前述のように、建物は昭和46年の開場時に建設した建屋と平成3年に増築した建屋に大別されるが、両者とも現在まで大きな改修工事はなく、開場時の建物には老朽化が進んでいるものも見受けられる。

2. 外部監査の結果

(1) 固定資産台帳について

① 監査の結果

「岐阜市中央卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則」第9条第5号において会計帳簿として固定資産台帳の作成を規定している。また、同第12条において「帳簿は、随時照合して、その正確な残高を確認するように努めなければならない。」と定めている。

市場の固定資産台帳は手書きのルーズリーフ式で作成されているが、それらを集約した一覧表の作成が無く、貸借対照表は総勘定元帳により前年度の残高に当年度の増減を加減して計上している。従って、貸借対照表に計上されている金額が正しいことを立証するためには、固定資産台帳を科目毎に合計する以外に無く、この計算は行われていないため、残高が正確かどうかの確認はなされていない。

今回、固定資産台帳の集計をした結果、17年度末の貸借対照表の金額と固定資産台帳の合計額は次のようになった。

(単位：千円)

		貸借対照表①	固定資産台帳②	差額 (②—①)
取得 価 額	土地	1,055,574	1,055,574	0
	建物	8,179,943	8,187,282	7,339
	構築物	393,875	394,058	183
	機械及び装置	248,844	252,377	3,533

	車両及び運搬具	900	900	0
	工具器具及び備品	4,518	4,518	0
	計	9,883,657	9,894,710	11,053
帳簿価額	土地	1,055,574	1,055,574	0
	建物	5,235,834	5,234,386	△1,448
	構築物	198,069	198,069	0
	機械及び装置	97,855	97,855	0
	車両及び運搬具	90	90	0
	工具器具及び備品	338	303	△35
	計	6,587,762	6,586,279	△1,483

上記のとおり、決算書（貸借対照表）の金額と固定資産台帳の金額が一致していない。どちらの金額が正しいかは今後の調査によるところであるが、固定資産台帳の記載や管理方法に問題があると思われるので、今後は固定資産台帳を正確に記載して両者を一致させなければならない。また、そのためにはコンピューターを活用した（当市場の規模では市販のパソコンソフトでも対応できると思われる）書類の整備が必要である。

（２）固定資産の現物管理について

①監査の結果

市場の規程には固定資産台帳と固定資産の現物を照合して現物を確認するという規定がなく、固定資産の現物確認作業は実施されていない。固定資産の現物確認作業は単に実在性を確かめるだけでなく、固定資産の稼働状況や維持管理状況も把握することが出来る重要な作業である。従って、市場のように固定資産の重要性が高い施設では、規定を設け適時に現物管理をすることが重要である。

IV. 卸売業者及び仲卸業者の状況の把握及び財務評価・指導について

1. 概要

岐阜市中央卸売市場は、生鮮食料品等の流通に重要な地位におり、生鮮食料品等を生産者から消費者に公正な価格で供給し、岐阜市民の食生活の安定と生産者の利益の向上を図る役割を有している。そこで、生鮮食料品の流通を取り巻く環境がますます厳しくなる中、卸売市場が出荷者、消費者の信頼を得るためには、市場関係業者が自己責任において経営体制の整備・安定及び財務の健全化に努めることが求められている。また、市場開設者による卸売業者及び仲卸業者に対する適切な指導・監督の充実も求められている。

主な市場関係業者である卸売業者・仲卸業者は、農林水産大臣・市場開設者の許可を受けて、その業務を行うことができる。他方、市場開設者は、これら卸売業者及び仲卸業者に対して監督責任があり、必要に応じて改善措置を命ずることができる。

岐阜市の卸売業者は平成 17 年度現在 4 社（青果部卸売業者 2 社、水産物部卸売業者 2 社）である。平成 15 年度から平成 17 年度の財務状況は、以下のとおりである。

(ア) 青果

(単位：千円)

項目	15 年度	16 年度	17 年度
売上高	23,643,260	24,583,232	22,738,551
売上総利益	3,321,890	3,398,213	3,078,478
営業利益	76,046	111,160	37,454
当期利益	118,933	167,671	76,167
流動資産	2,744,529	2,739,456	2,590,144
固定資産	1,754,931	1,735,817	1,773,741
流動負債	1,068,571	1,052,713	961,958
固定負債	225,702	213,402	216,302
自己資本	3,205,187	3,209,158	3,185,625

営業利益に比して当期利益が多いのは、主に営業外収益の部に受取利息、地代家賃等手数料収入の計上及び受託販売未払金の収益計上と特別利益としての貸倒引当金や退職給与引当金の戻入の計上のためである。受託販売未払金の収益計上は、未払金が発生してから 3 年経過した分を収益として把握したものである。

(イ) 水産

(単位：千円)

項目	15 年度	16 年度	17 年度
売上高	21,719,765	21,835,249	22,528,423
売上総利益	1,244,665	1,252,868	1,283,240
営業利益	37,024	△90,437	13,420
当期利益	89,849	75,424	95,612
流動資産	3,067,951	3,089,483	3,153,186
固定資産	192,871	337,594	353,720
流動負債	1,537,518	1,694,332	1,747,726
固定負債	101,291	156,308	148,911
自己資本	1,622,013	1,576,437	1,610,269

営業利益に比して当期利益が多いのは、主に営業外収益の部に雑収入として銀行振込手数料の差益の計上、仕入先からの通信費等の収入及び満期・中途解約生命保険金等の計上と特別利益としての貸倒引当金や退職給与引当金の戻入の計上のためである。

また、岐阜市の仲卸業者は平成 17 年度現在 53 社（青果部仲卸業者 31 社、水産物部仲卸業者（鮮魚）16 社、水産物部仲卸業者（塩干）6 社）である。平成 15 年度から平成 17 年度の財務状況は、以下のとおりである。

(ア) 青果

(単位：千円)

項目	15 年度	16 年度	17 年度
売上高	54,910,078	51,711,387	50,504,670
売上総利益	5,015,826	4,666,294	4,846,588
営業利益	△19,722	△85,860	79,519
当期利益	237,145	264,254	204,869
流動資産	7,835,921	8,207,577	8,212,583
固定資産	3,763,814	3,907,383	3,872,721
流動負債	6,329,915	6,564,122	6,762,588
固定負債	1,614,883	1,754,182	1,263,847
自己資本	3,662,895	3,864,208	4,059,942
業者数	34	31	31

業者数の減少も影響して売上高は、減少傾向にある。また、平成 17 年度には、営業利益が黒字化したものの平成 15 年度、16 年度と連続営業赤字であった。

営業利益と当期利益の乖離は、主に営業外収益の部に雑収入として、完納奨励金を計上しているためである。完納奨励金とは、卸売業者が卸売代金の期限内の完納を奨励するため、市長の承認を受けて、仲卸業者または売買参加者に対して交付するものであり、卸売代金に対し約 1 % 程度の金額である。（岐阜市中央卸売市場業務条例第 61 条）

(イ) 水産

(単位：千円)

項目	15 年度	16 年度	17 年度
売上高	19,288,242	18,527,953	17,778,131
売上総利益	2,361,215	2,265,902	2,155,416
営業利益	△314,722	△106,037	△79,569
当期利益	△266,144	△64,437	△51,525
流動資産	3,325,949	3,248,896	3,148,854
固定資産	1,171,328	1,136,349	1,122,536
流動負債	2,736,608	2,578,477	2,593,874
固定負債	931,236	794,653	760,564
自己資本	829,948	1,012,330	917,328
業者数	26	22	22

売上高は、減少傾向にある。また、営業利益、当期利益は、赤字金額が減少しているとはいえ連続赤字の状態になっている。営業が苦しい業者が撤退し業者数は減少している。

営業利益と当期利益の乖離は、主に営業外収益の部に雑収入として、完納奨励金を計上しているためである。

2. 外部監査の結果

(1) 卸売業者に対する財務書類等の提出義務及び指導

① 概要

市場開設者は、卸売業者に対して、毎月「残高試算表」の提出をさせ（岐阜市中央卸売市場業務条例施行規則第18条）、年に1回業務もしくは財産に関する報告をさせ、それらを検査し、必要に応じて改善措置を命じることができ、さらに必要と認めた場合には、公認会計士による財務監査報告書の提出を命じることができる。（岐阜市中央卸売市場業務条例第70条第1項、第71条第1項、岐阜市中央卸売市場業務条例施行規則第19条）

市場開設者による平成17年度の卸売業者に対する財務検査の実施状況は、以下のとおりである。

(ア) 検査の日程等

卸売業者	日 程	延べ日数
A社	H17年10月12,13日	12日
B社	H17年10月20,21日	14日
C社	H17年10月24,25日	14日

卸売業者は、4社であるが、1社については東海農政局が直接検査を実施したために検査対象から除外した。

(イ) 検査方法

H16年度事業報告書、税務申告書（H14,15,16年度）、元帳（H14,15,16年度）、棚卸原票（H14,15,16年度）、仕入先からの納品書、請求書（H16年度）、期末在庫商品、売掛金、買掛金等を照合する。

(ウ) 検査結果

i C社

指摘事項の通知：H17.12.30（稟議）以降（H18.2.10）

指摘事項に対する回答書：H18.2.16（C社から提出）

上記の結果を東海農政局へ提出：H18.3.8

ii A社、B社

指摘事項の通知：H18.3.11（稟議）以降（H18.3.17）

指摘事項に対する回答書：H18.3.22（A,B社から提出）

上記の結果を東海農政局へ提出：H18.3.24以降（稟議）

② 意見

(ア) 残高試算表の提出に対する管理

市場開設者は、卸売業者に対して毎月月末現在における合計残高試算表を翌月10日までに提出させ、入手した残高試算表に関して、売掛金、棚卸資産、買掛金、借入金等の状況をチェックしている。疑問点や留意点等が発生した場合には、口頭で質問するなどの対処をして年に1回実施する財務評価の参考としている。全社から毎月残高試算表を遅滞なく入手し、残高試算表に基づいて財務状況等をチェックしているようであるが、疑問点や留意点は、付せんが添付されているのみであり、卸売業者への質問及びその回答の状況が不明である。

疑問点や留意点について、その対処した結果を会社ごとに一覧表で管理することが望まれる。

(イ) 事業報告を基礎にした財務評価

市場開設者は、岐阜市中央卸売市場業務条例により「市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することができ」「卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる」（岐阜市中央卸売市場業務条例第70条第1項、第71条第1項）。これらの規定に基づき、年に1回の事業報告を基礎に財務評価を実施し、卸売業者に対して指導を行い、改善措置を提出させている。また、この結果を東海農政局に報告している。

卸売業者に対しての財務評価及び結果報告・指摘事項の回答は、行われているようであるが、検査実施日から検査結果報告までの期間をもっと短縮しタイムリーに実施できることが望ましい。

また、財務状況の評価・把握について、必要に応じて公認会計士や中小企業診断士等の専門家による指導の奨励等を検討することが望まれる。

(2) 仲卸業者に対する財務書類等の提出義務及び指導

① 概要

市場開設者は、仲卸業者に対して、事業報告書の提出をさせ（岐阜市中央卸売市場業務条例施行規則第27条第1項）、それらを検査し、必要に応じて改善措置を命じることができる。（岐阜市中央卸売市場業務条例第70条第1項、第71条第2項）

この仲卸業者に対する改善措置に関する規定は、卸売市場法の改正（平成16年6月9日施行）に伴う業務条例の改正により規定されたものである（平成17年6月1日施行）。改善措置を命ずることができるための指標として

- ①流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が1を下回った場合
 - ②資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が0.1を下回った場合
 - ③連続する3以上の事業年度において経常損失が生じた場合
- を明記した。（岐阜市中央卸売市場業務条例第71条第2項）

市場開設者による平成17年度の仲卸業者に対する財務検査の実施状況は、以下のとおりである。

(ア) 検査日程等

仲卸業者	日 程	延べ日数
A社	H17年11月28～30日	18日
B社	H17年12月6～8日	18日

現状では、上記の要件3つ全て該当した会社のみを対象に指導（及び改善措置命令）を実施している。これは、仲卸業者に対する改善措置の条例が昨年度（平成17年6月1日から施行）からの施行であり、かつ、いわゆる「できる」規定であるため3つの要件全て該当した会社のみを対象としたためである。

(イ) 検査方法等

H16年度事業報告書、税務申告書（H14,15,16年度）、元帳（H14,15,16年度）、棚卸原票（H14,15,16年度）、仕入先からの納品書、請求書（H16年度）、期末在庫商品、売掛金、買掛金等を照合する。

(ウ) 結果報告・指摘事項の回答

i A社

財務検査結果の講評：H18.1.10

指摘事項に対する回答書の期限：H18.2.10

指摘事項に対する回答書の受領：H18.2.10（内容不備） 再提出 H18.4.14

上記の結果を東海農政局へ報告：H18.4.25

ii B社

財務検査結果の講評：H18.1.10

指摘事項に対する回答書の期限：H18.2.10

指摘事項に対する回答書の受領：H18.3.7

上記の結果を東海農政局へ報告：H18.4.25

①意見

(ア) 検査体制

市場開設者は、仲卸業者に対して、事業報告書の提出をさせ（岐阜市中央卸売市場業務条例施行規則第27条第1項）、それらを検査し、必要に応じて改善措置を命じることができる（岐阜市中央卸売市場業務条例第70条第1項、第71条第2項）が、風評被害を懸念して「指導」に止まっている。財務評価を受ける仲卸業者は、検査を受ける体制が整っていない。また、検査後の指導に対しても謙虚に受け止めていないように思われる。仲卸業者に対して、検査・指導内容の重大性を十分に説明し、検査・指導が役立つ体制作りを検討することが必要である。

市場開設者の担当者は、業務との兼任で仲卸業者の検査・指導を行っているが、仲卸業者との馴れ合い等のために検査が不十分になることの防止や内部牽制効果を発揮するために、業務とは独立した部署が毅然とした態度で検査・指導を実施できる体制を検討することが必要である。

また、平成15年度・16年度には、中小企業診断士による仲卸業者の財務検査を実施している（平成15年度：8社、平成16年度：3社）が、今後も必要に応じて、中小企業診断士や公認会計士等の専門家に財務検査・分析を依頼することが望ましい。

(イ) 検査対象の拡大

現状では、上記の要件3つ全て該当した会社等のみを対象に検査・指導（及び改善措置命令）を実施している。これは、仲卸業者に対する改善措置の条例が昨年度（平成17年6月1日から施行）からの施行であり、かつ、いわゆる「できる」規定であるため3つの要件全て該当した会社等のみを対象としたことによる。このように仲卸業者の財務状況について、必ずしも詳細な検討が行われているとはいえない状況にある。今後は、対象を広げて仲卸業者の十分な財務状況の把握と指導が必要である。少なくとも3つの要件のうち2つ以上該当した場合等については対象とすることが望ましい。平成17年度においては、この3つの要件について、青果31社のうち①「流動比率が1未満」に該当する会社9社、②「自己資本比率が10%未満」に該当する会社6社、③「3期連続経常赤字」に該当する会社2社である。このうち2つ以上の要件に重ねて該当する会社は5社である。水産22社のうち①「流動比率が1未満」に該当する会社5社、②「自己資本比率が10%未満」に該当する会社8社、③「3期連続経常赤字」に該当する会社8社である。このうち2つ以上の要件に重ねて該当する会社は5社である。

また、各社の事業報告書を閲覧したところ、債務超過に陥っている会社、業績が悪化しはじめている会社が散見される。これらの会社に対して、これ以上業績が悪化する前に指導する必要があると思われる。このような会社について、必要に応じて公認会計士や中小企業診断士等の専門家による指導の奨励等を検討することが望まれる。

(ウ) 仲卸業者の状況の管理

仲卸業者の財務状況を簡潔に把握するために一覧表を作成し管理することが望まれる。この一覧表には、会社名、3要件の該当の有無、財務評価を実施した結果等を記載できるようにするとよいと思われる。